5　非課税適用申告書又は異動申告書の提出をする外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機関で行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項に規定する法人番号保有者に該当するものがその提出をする際、その経由する国内金融機関等又は金融商品取引清算機関の事務所等の長が、当該非課税適用申告書又は当該異動申告書に記載されている前項に規定する財務省令で定める事項につき、同条第四項の規定により公表された当該提出をする外国法人の当該財務省令で定める事項と同じであることの確認をした場合には、前項の規定にかかわらず、当該提出をする外国法人は、当該国内金融機関等又は金融商品取引清算機関の事務所等の長に対しては、同項に規定する財務省令で定める書類の提示を要しないものとし、当該国内金融機関等又は金融商品取引清算機関の事務所等の長は、同項の規定による確認を要しないものとする。

第二十七条の二第九項第五号イ(2)中「第二十六項」を「第二十七項」に改め、同条第十九項中「この項、第二十四項及び第二十五項」を「この条」に、「同条第八項」を「法第四十二条の二第八項」に改め、同条第二十項中「第二十六項」を「第二十七項」に改め、同条第二十六項を同条第二十七項とし、同条第二十五項を同条第二十六項とし、同条第二十四項の次に次の一項を加える。

25　非課税適用申告書又は異動申告書の提出をする外国金融機関等又は特定外国法人で行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項に規定する法人番号保有者に該当するものがその提出をする際、その経由する特定金融機関等の事務所等の長が、当該非課税適用申告書又は当該異動申告書に記載されている前項に規定する財務省令で定める事項につき、同条第四項の規定により公表された当該提出をする外国法人の当該財務省令で定める事項と同じであることの確認をした場合には、前項の規定にかかわらず、当該提出をする外国法人は、当該特定金融機関等の事務所等の長に対しては、同項に規定する財務省令で定める書類の提示を要しないものとし、当該特定金融機関等の事務所等の長は、同項の規定による確認を要しないものとする。

第二十七条の四第五項中「第六十六条の七第四項」を「第六十六条の七第五項」に改め、同条第十八項第十二号中「又は」を「若しくは」に、「に関する試験研究」を「又は同法第七十七条の四に規定する特定用途医薬品、特定用途医療機器若しくは特定用途再生医療等製品に関する試験研究」に改める。

第二十七条の五第一項中「同号に規定する特定事業者又は特定連鎖化事業者（同号に規定する特定加盟者（以下この項において「特定加盟者」という。）を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七条第三項ただし書に規定する特定事業者、同法第十九条第一項に規定する特定連鎖化事業者（同項に規定する特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業（同法第十八条第一項に規定する連鎖化事業をいう。以下この項において同じ。）の加盟者（同法第十八条第一項に規定する加盟者をいう。以下この項において同じ。）又は同法第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者若しくは同項第二号に規定する管理関係事業者（同項に規定する認定管理統括事業者又は同号に規定する管理関係事業者が同法第十八条第二項ただし書に規定する特定連鎖化事業者である場合には、これらの者が行う連鎖化事業の加盟者」に、「この項及び次項」を「第三項まで」に、「同号の」を「法第四十二条の五第一項第一号の」に、「、特定加盟者」を「、連鎖化事業の加盟者」に、「当該特定加盟者」を「当該加盟者」に、「その特定連鎖化事業（同号に規定する特定連鎖化事業をいう。）を「当該連鎖化事業」に改め、同条第二項中「し、法第四十二条の五第一項第三号に規定する政令で定めるものは、機械その他の減価償却資産で貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十七条第一項に規定する貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化をいう。以下この項において同じ。）に資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するもののうち、同号に規定する認定に係る荷主連携省エネルギー計画（同号に規定する荷主連携省エネルギー措置の実施により取得等をされるものとして当該荷主連携省エネルギー計画に記載されたものであることその他貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものと」を削り、同条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第四十二条の五第一項第三号に規定する政令で定めるものは、機械その他の減価償却資産で貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十七条第一項に規定する貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化をいう。以下この項において同じ。）に資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するもののうち、同号に規定する認定に係る荷主連携省エネルギー計画（同号に規定する荷主連携省エネルギー措置の実施により取得等をされるものとして当該荷主連携省エネルギー計画に記載されたものであることその他貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

第二十七条の十の見出し中「特別償却等」を「特別償却」に改め、同条第二項中「及び次項」を削り、同条第三項を削る。

第二十七条の十二第一項中「同条第四項第一号」を「同条第五項第一号」に、「第四十二条の十二第四項第二号」を「第四十二条の十二第五項第二号」に、「同条第四項第五号」を「同条第五項第五号」に、「第二十一項」を「第十六項」に改め、同条第二項中「第四十二条の十二第一項第一号ロ」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第四十二条の十二第一項第二号ロ(1)」を「第四十二条の十二第一項第二号イ」に、「同号ロ(1)」を「同号イ」に、「第六項」を「第五項」に、「同条第四項第七号」を「同条第五項第七号」に、「第九項」を「第八項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　法第四十二条の十二第一項第二号ロに規定する基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数は、移転型特定業務施設のみを同号ロの法人の事業所とみなした場合における適用年度の基準雇用者数の計算の基礎となる雇用者（同条第五項第三号に規定する雇用者をいう。以下第十項までにおいて同じ。）の数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた当該基準雇用者数とする。

第二十七条の十二第五項中「第四十二条の十二第一項第二号ロ(2)」を「第四十二条の十二第一項第二号ロ」に改め、「(同条第四項第三号に規定する雇用者をいう。以下第十一項までにおいて同じ。)」を削り、同条第六項を削り、同条第七項中「第四十二条の十二第四項第三号」を「第四十二条の十二第五項第三号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第四十二条の十二第四項第六号」を「第四十二条の十二第五項第六号」に改め、「基準雇用者数として」を削り、「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第四十二条の十二第四項第八号」を「第四十二条の十二第五項第八号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第四十二条の十二第四項第九号」を「第四十二条の十二第五項第九号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第四十二条の十二第四項第十四号」を「第四十二条の十二第五項第十号」に改め、「基準雇用者数として」を削り、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11　法第四十二条の十二第七項に規定する政令で定めるところにより証明がされた場合は、同項に規定する離職者がいないかどうかが確認できる財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた場合とする。

第二十七条の十二第十二項を削り、同条第十三項中「(以下この条」を「(以下この項及び第十五項に、「に限る」を「とする」に、「いう。以下この条」を「いう。以下この項及び第十五項」に改め、「法第四十二条の十二第一項第二号イに規定する雇用者の数が零であるかどうかの判定並びに」及び「及び同条第四項第十二号に規定する基準雇用者割合」を削り、「同項第三号又は法第六十八条の十五の二第四項第三号」を「法第四十二条の十二第五項第三号又は第六十八条の十五の二第五項第三号」に、「第四十二条の十二第四項第四号又は第六十八条の十五の二第四項第四号」を「第四十二条の十二第五項第四号又は第六十八条の十五の二第五項第四号」に、「除く。以下この条」を「除く。以下この項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項から第十八項までを削り、同条第四